

2004年6月30日

(仮称) 藤沢市有機質資源再生センター整備運営事業に係る
民間事業者の選定について

(仮称) 藤沢市有機質資源再生センター整備運営事業(以下、「本事業」という。)のPFI事業の契約に向けた、「優先交渉権者」及び「次点者」が決定しましたので、お知らせします。

1 優先交渉権者及び次点者の決定

①優先交渉権者

藤沢エコグループ

代表企業：横浜市中区日本大通60番地
株式会社奥村組横浜支店
支店長 井口 源治

②次点者

佐藤工業グループ

代表企業：東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号
佐藤工業株式会社
代表者 杉 晟

2 本事業の概要

藤沢市(以下、「市」という。)では、市内の畜産農家で発生する家畜糞、市内より排出される剪定枝及び食品残渣を堆肥化により処理する本事業を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号、以下、「PFI法」という。)に準じて実施します。

市では、PFI法の精神に則り、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用して(仮称)藤沢市有機質資源再生センターの建設(設計及び施工)を行うとともに、施設の運営(運転及び維持管理)も民間事業者に委ねるものです。

3 事業者の選定経過

事業者の選定は「公募型プロポーザル方式」としました。また、提案内容の審査にあたっては、堆肥、土壌、農業機械・施設、設計・建築の各分野の学識経験者5名、及び市職員8名で構成される「(仮称)藤沢市有機質資源再生センターPFI事業審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を2003年10月に設置し、各公募参加事業者からの提案について、「技術審査」及び「コスト審査」の審査を行い、その審査結果をもとに、市が事業者を選定したものです。

なお、2004年1月6日の「特定事業の実施に関する方針」(以下、「実施方針」という。)の公表以降の経過は次のとおりです。

- ・ 2004年1月 6日 実施方針の公表
- ・ 3月 5日 特定事業の選定結果の公表
- ・ 3月 8日 公募の公告
- ・ 3月 8日から 募集要項の配布
- ・ 3月17日まで 資格審査の受付(8グループ)
- ・ 3月24日 資格審査結果の通知
- ・ 3月25日 募集要項説明会
- ・ 4月 1日まで 募集要項質疑の受付
- ・ 4月15日 募集要項質疑への回答
- ・ 4月21日まで 募集要項追加質疑の受付
- ・ 4月28日 募集要項追加質疑への回答
- ・ 5月20日 第6回審査委員会
- ・ 5月28日まで 提案書の受付(5グループ)
- ・ 6月 7日 第7回審査委員会
- ・ 6月25日 第8回審査委員会
- ・ 6月30日 民間事業者の選定

4 優先交渉権者の提案概要

①堆肥化施設の実績

- ・ 設計、施工、運営における十分な実績と、3種類以上の処理対象物を合わせて処理した実績が豊富である。

②堆肥の品質

- ・ 2つのシステムの堆肥化処理を行い、一般的・安定的に使用できる良質な堆肥と、肥料性の高い有機系資源の再生品(有機肥料)の2種類の製品を製造することにより、有機質資源の再利用率の底上げと、農家ニーズに合った製品の製造が可能である。

③環境への配慮

- ・堆肥製造棟の原材料受入室を自動二重密閉方式とすることや、建屋間輸送を密閉式自動輸送とすることなどにより、臭気流出を遮断するとともに、受入から発酵過程までの空間の細分化により、高効率で経済的な脱臭プロセスを提案している。
- ・剪定枝破碎機の建屋内の設置や環境保全型機械の選定により、破碎プロセスでの騒音・振動対策に十分に配慮している。
- ・発酵槽への給気における再循環方式の採用や、省電力・節水型の機器の採用により、エネルギー消費を極力抑えた施設設計を提案している。
- ・環境に配慮した製造施設イメージの外観、外構計画であり、周辺との調和を高めるとともに、ユニバーサルデザインや多目的室を設けるなど、見学者等に十分に配慮した設計内容である。

④堆肥の販売計画

- ・提案内容に基づく堆肥の販売実績と販売先が十分に確保され、堆肥の安定的な販売供給が見込まれる。

⑤事業計画の確実性及び安全性

- ・経営悪化時及びリスクへの対応策が確立されているとともに、事業者の財務内容も安定している。

5 今後のスケジュール

今後は、「優先交渉権者」となった「藤沢エコグループ」と、本年9月の契約締結に向け、事業の詳細について協議等を行います。

<今後の予定>

- ・2004年10月 施設の実施設設計開始
- ・2005年 1月 市による造成工事開始
- ・ 4月 施設建設の着工
- ・2006年 7月 施設建設の竣工
- ・ 8月 施設運営開始

以 上